

和泉税第800号

地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び和泉市税条例(昭和35年和泉市条例第16号)第6条の規定により、次の書類を公示送達する。

なお、公示送達に係る書類は、和泉市役所(総務部税務室市民税担当)において保管し、送達を受けるべき者から、その書類の交付の請求があれば、いつでも交付する。

令和8年6月12日

和泉市長 辻 宏康



1 送達を受けるべき者
別紙のとおり

2 送達する書類
令和8年度(過年度分) 市民税・府民税・森林環境税納税通知書 3件

(注意)

地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

別紙

公示送達を受けるべき者

令和8年度(過年度分) 市民税・府民税・森林環境税納税通知書

番号	年度	氏名
1	7	馬 飛龍
2	7	井上 忠信
3	7	NGUYEN CHUONG